

新潟県流域下水道管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年10月12日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

新潟県規則第42号

新潟県流域下水道管理規則の一部を改正する規則

新潟県流域下水道管理規則（昭和55年新潟県規則第60号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動後条」という。）に対応する同表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動条」という。）が存在する場合には当該移動条を当該移動後条とし、移動後条に対応する移動条が存在しない場合には当該移動後条（以下「追加条」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び追加条を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p align="center"><u>新潟県流域下水道条例施行規則</u></p> <p>(趣旨)</p> <p><b>第1条</b> この規則は、新潟県流域下水道条例（昭和55年新潟県条例第10号。<u>以下「条例」という。</u>）の<u>施行に関し、必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p><u>(生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるおそれのない排水施設又は処理施設)</u></p> <p><b>第2条</b> <u>条例第4条第3号に規定する規則で定めるものは、次の各号のいずれかに該当する排水施設（これを補完する施設を含む。以下同じ。）及び処理施設（これを補完する施設を含む。以下同じ。）とする。</u></p> <p><u>(1) 排水管その他の下水が飛散し、及び人が立ち入るおそれのない構造のもの</u></p> <p><u>(2) 人が立ち入ることが予定される部分を有する場合には、当該部分を流下する下水の上流端における水質が次に掲げる基準に適合するもの</u></p> <p><u>ア 下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第6条に規定する基準</u></p> <p><u>イ 大腸菌が検出されないこと。</u></p> <p><u>ウ 濁度が2度以下であること。</u></p> <p><u>(3) 前2号に掲げるもののほか、周辺の土地利用の状況、当該施設に係る下水の水質その他の状況からみて、生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるおそれがないと認められるもの</u></p> <p><u>2 前項第2号イ及びウに規定する基準は、下水道</u></p>	<p align="center"><u>新潟県流域下水道管理規則</u></p> <p>(趣旨)</p> <p><b>第1条</b> この規則は、新潟県流域下水道条例（昭和55年新潟県条例第10号）<u>第3条の規定に基づき、流域下水道の管理に関して必要な事項を定めるものとする。</u></p>

法施行規則第4条の3第2項の規定に基づき国土交通大臣が定める方法（平成20年国土交通省告示第334号）に規定する方法により検定した場合における検出値によるものとする。

（排水施設及び処理施設の耐震性能を確保するために講ずべき措置）

**第3条** 条例第4条第5号に規定する規則で定める措置は、次項及び第4項に規定する耐震性能を確保するために講ずべきものとして次に掲げる措置とする。

（1）排水施設又は処理施設の周辺の地盤（埋戻し土を含む。次号及び第4号において同じ。）に液化が生ずるおそれがある場合においては、当該排水施設又は処理施設の周辺の地盤の改良、埋戻し土の締固め若しくは固化若しくは砕石による埋戻し又は杭基礎の強化その他の有効な損傷の防止又は軽減のための措置

（2）排水施設又は処理施設の周辺の地盤に側方流動が生ずるおそれがある場合においては、護岸の強化又は地下連続壁の設置その他の有効な損傷の防止又は軽減のための措置

（3）排水施設又は処理施設の伸縮その他の変形により当該排水施設又は処理施設に損傷が生ずるおそれがある場合においては、可撓継手又は伸縮継手の設置その他の有効な損傷の防止又は軽減のための措置

（4）前3号に定めるもののほか、施設に用いられる材料、施設の周辺の地盤その他の諸条件を勘案して、耐震性能を確保するために必要と認められる措置

**2** 重要な排水施設及び処理施設の耐震性能は、次に定めるとおりとする。

（1）施設の供用期間内に発生する確率が高い地震動に対して、所要の構造の安定を確保し、かつ、当該排水施設及び処理施設の健全な流下能力及び処理機能を損なわないこと。

（2）施設の供用期間内に発生する確率が低い、大きな強度を有する地震動に対して、生じる被害が軽微であり、かつ、地震後の速やかな流下能力及び処理機能の回復が可能なものとし、当該排水施設及び処理施設の所期の流下能力及び

処理機能を保持すること。

3 前項に規定する重要な排水施設とは、次の各号のいずれかに該当する排水施設をいう。

(1) 地域の防災対策上必要と認められる施設の水を排除するために設けられる排水施設その他の都市機能の維持を図る上で重要な排水施設

(2) 破損した場合に2次災害を誘発するおそれがあり、又は復旧が極めて困難であると見込まれる排水施設

4 その他の排水施設の耐震性能は、第2項第1号に定めるとおりとする。

5 前項に規定するその他の排水施設とは、第3項に定める排水施設以外の排水施設をいう。

(排水管の内径及び排水<sup>きよ</sup>渠の断面積の数値)

**第4条** 条例第5条第1号に規定する規則で定める数値は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数値とする。

(1) 排水管の内径 100ミリメートル（自然流下によらない排水管にあつては、30ミリメートル）

(2) 排水<sup>きよ</sup>渠の断面積 5,000平方ミリメートル

(汚泥処理施設の構造について講ずべき措置)

**第5条** 条例第6条第2号に規定する規則で定める措置は、次のとおりとする。

(1) 汚泥の処理に伴う排気による生活環境の保全又は人の健康の保護上の支障が生じないようにするための排ガス処理設備の設置その他の措置

(2) 汚泥の処理に伴う排液による生活環境の保全又は人の健康の保護上の支障が生じないようにするための排液を水処理施設に送水する導管の設置その他の措置

(3) 汚泥の処理に伴う残さい物による生活環境の保全又は人の健康の保護上の支障が生じないようにするための残さい物の飛散及び流出を防止する覆いの設置その他の措置

(汚泥処理施設の維持管理について講ずべき措置)

**第6条** 条例第8条第6号に規定する規則で定める措置は、次のとおりとする。

(1) 汚泥の処理に伴う排気による生活環境の保全

又は人の健康の保護上の支障が生じないようにするための排ガス処理等の措置

(2) 汚泥の処理に伴う排液による生活環境の保全  
又は人の健康の保護上の支障が生じないようにするための排液の水処理施設への送水等の措置

(3) 汚泥の処理に伴う残さい物による生活環境の保全  
又は人の健康の保護上の支障が生じないようにするための残さい物の飛散及び流出の防止等の措置

第7条 (略)

第8条 (略)

第9条 (略)

第10条 (略)

第11条 (略)

別記第1号様式 (第7条関係)

流域関連公共下水道接続承認申請書  
(略)

流域下水道に流域関連公共下水道を下記のとおり接続したいので、新潟県流域下水道条例施行規則第7条第1項の規定により承認して下さるよう申請します。

(略)

第2号様式 (第7条関係)

流域関連公共下水道接続変更承認申請書  
(略)

年 月 日付け 第 号  
で承認を受けた流域関連公共下水道について承認の内容を下記のとおり変更したいので、新潟県流域下水道条例施行規則第7条第2項の規定により承認して下さるよう申請します。

(略)

第2条 (略)

第3条 (略)

第4条 (略)

第5条 (略)

第6条 (略)

別記第1号様式 (第2条関係)

流域関連公共下水道接続承認申請書  
(略)

流域下水道に流域関連公共下水道を下記のとおり接続したいので、新潟県流域下水道管理規則第2条第1項の規定により承認して下さるよう申請します。

(略)

第2号様式 (第2条関係)

流域関連公共下水道接続変更承認申請書  
(略)

年 月 日付け 第 号  
で承認を受けた流域関連公共下水道について承認の内容を下記のとおり変更したいので、新潟県流域下水道管理規則第2条第2項の規定により承認して下さるよう申請します。

(略)

## 附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。